

令和8年度みどりのリサイクル資源化業務(北エリア) 仕様書

1 業務の名称

令和8年度みどりのリサイクル資源化業務（北エリア）（単価契約）

2 業務の目的

浜名区域・天竜区域内の回収場所にみどりのリサイクルとして搬入された、家庭から出た草木類（落ち葉・刈草・枝）を適正に資源化するもの。

3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

なお、土曜日及び日曜日は、受託者施設への搬入は行わない。

ただし、年末年始、受託者の夏期休業など、土曜日及び日曜日以外で受け入れができるない日が生じた場合は、委託者と協議の上で対応すること。

4 業務内容

回収場所から、市又は市が委託した令和8年度みどりのリサイクル運搬業務受託者により搬入された草木類を適正に資源化すること。

南エリア（中央区）の資源化業務受託者が資源化の実施が困難となった場合、委託者と協議の上で対応すること。

5 処理物

草木類

6 処理量

推定総処理量 1,000トン

なお、処理量は予定数量であり、搬入状況により変動するため、実際の搬入量と比べて増減が生じた場合でも、単価の変更は行わないものとし、受託者は本契約を誠実に履行するものとする。

7 契約金額の算定

草木類の資源化量1トンあたりの金額による単価契約とし、小数第3位を四捨五入し小数第2位までの当月の資源化量で算定するものとする。

8 一般的事項

業務を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）に定める基準、関係法令及び本市の条例・規則を遵守し、環境の保全に十分配慮し、衛生的に草木類廃棄物の処理を行うこと。

9 施行令第4条第7号の規定により指定する事項（場所及び方法）

(1) 資源化を行う場所は浜松市浜名区域・天竜区域内とする。

(2) 資源化の方法は、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けている施設による資源化とする。

10 提出書類

(1) 業務の施行に当たり、委託者に次の書類を届け出なければならない。

- ア 業務予定表
- イ 責任者及び従事者名簿

(2) 当月の業務を完了したときは、速やかに委託者へ次の書類を提出すること。

- ア 業務完了報告書
- イ 履行状況報告書（様式1）
- ウ 計量伝票又はその写し
- エ 内訳明細書（市施設又は回収場所ごとの処理量の明細）

11 その他の事項

本業務の実施に当たっては、市民の安全及び事故防止、受託者の処理施設の周辺地域の環境保全に十分に配慮するとともに、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

12 疑義の解決

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者、受託者で協議の上、定めることとする。